

○石川県警察の緊急配備に関する訓令

(概要)

〔 昭和52年11月15日 〕
〔 石川県警察本部訓令第16号 〕

改正 昭和56年9月22日警察本部訓令第10号
昭和63年7月20日警察本部訓令第7号
平成元年9月8日警察本部訓令第16号
平成4年6月30日警察本部訓令第13号
平成6年7月1日警察本部訓令第17号
平成17年8月10日警察本部訓令第22号
平成18年11月9日警察本部訓令第21号
平成21年7月2日警察本部訓令第15号
平成24年3月12日警察本部訓令第5号
平成29年8月30日警察本部訓令第15号
平成30年10月11日警察本部訓令第15号

石川県警察の緊急配備に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の緊急配備に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
 - 第2章 緊急配備体制と実施計画（第8条－第13条）
 - 第3章 緊急報告（第14条・第15条）
 - 第4章 緊急配備の実施（第16条－第27条）
 - 第5章 緊急配備の解除と検挙報告（第28条－第30条）
 - 第6章 緊急配備に準ずる活動（第31条－第35条）
 - 第7章 教養訓練（第36条・第37条）
- （以下、省略）